

しい障害を持つ人の医療の確保を図る。重度心身障害（児）者医療にかかわる医療給付について、これまでなかった所得制限を導入して、医療機関での負担を定額制から1割負担とするというものであります。同時に、このため、重度心身障害（児）者医療の対象から外れる人が20%近く出てくる。つまり対象外となるということでもあります。

これについて、3月10日付の毎日新聞によりますと、このことについて、次のように書いてあります。「これまでは所得制限がなかったが、7月からは65歳以上で単身世帯だと年収484万円以下、2人世帯では計621万円以下しか給付対象にならない。さらに所得税課税世帯は、外来なら1カ月最大3,200円まで、入院なら1日1,200円までの負担に抑えられていたが、これからは医療費の1から3割負担になる。また、乳幼児、重度心身障害（児）者とも所得税非課税世帯は無料だった入院時の食費を、課税世帯と同じく1日780円支払うことになる」というふうに書いております。

厚生常任委員会に提出された資料によりますと、こうした新たに所得税課税世帯になる方は長井市で123人おられるということでもあります。

また、乳幼児医療の分野では、少子化対策として、3歳未満と第3子が所得制限なしの無料化が実現するということでもあります。一方、所得制限を収入ベースで574万円から415万円に引き下げるために、制度対象者が88%から78%に減少し、約143人の幼児が制度から外れ、窓口3割負担となるということでもあります。

また、入院時の食事については、他の医療制度とのバランスという名目で、1日780円の食事代が自己負担となるということでもあります。

山形県が示した医療給付事業の改正をそのまま条例化するというのではなくて、重度心身障害（児）者の生活実態や子育てに頑張っている若者を励ます立場から、もっと研究を重ねて、

所得制限の撤廃とか、対象児童を小学校6年まで拡大する方策、また、自己負担の軽減を図るための施策など、積極的な福祉政策を展開するよう求めるとともに、先日の国会で強硬採決された医療改悪法案が今後もたらずであろう公的医療制度の土台を崩す対策も研究していかれることを当局の皆さんに求めながら、本議案の反対討論とするものであります。

○大沼 久議長 通告による討論が終わりました。これより採決いたします。

議案第53号の1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○大沼 久議長 起立多数であります。よって、議案第53号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

○大沼 久議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

町田義昭委員長。

（町田義昭産業・建設常任委員長登壇）

○町田義昭産業・建設常任委員長 おはようございます。

平成18年第3回市議会定例会において、産業・建設常任委員会に付託になりました議案1件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月19日、委員全員出席のもと、所管課長の出席を求め、開催しております。

それでは、議案第50号 長井市公共下水道管理センターの建設工事委託協定の締結について

申し上げます。

本案は、長井市公共下水道管理センターの機械設備等の更新工事に当たり、委託金額が大きいため、長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により協定締結には議会の議決を要するため、提案されたものであります。

審査に当たり、建設課長からは、昭和63年から稼働している下水道管理センターの機械設備、制御装置、電気設備等の機械について、耐用年数が過ぎていたために更新工事を行うもので、平成18年度当初予算並びに債務負担行為に基づいて、国及び地方公共団体の出資により設立された日本下水道事業団代表者理事長、板倉英則と、履行期限を平成20年3月31日とし、委託金額4億5,300万円で委託協定の締結を行うものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、このたびの更新工事は、西根地区の特定環境保全公共下水道事業の実施と関係があるのか、また、管理センター建設当初は、西根地区の特環による処理は予定されていなかったわけだが、現在の施設能力でも間に合うのかとの質疑がなされ、建設課長からは、このたびの工事については、西根地区の特定環境保全公共下水道事業とは関係がなく、機械設備等の耐用年数経過による老朽化のため、国の補助事業を活用して更新するものである。また、平成17年度から浄化槽事業を採用したことにより、大幅な人口増がない限り下水道認可区域の拡大はしない方針であるため、現在の施設についてはある程度の余裕があり、特環についての容量も処理できるものであるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、下水道事業団との委託協定であるが、地元の企業ではできないのか、下水道事業団が元請になるにしても、地元企業の育成のために、下請等に関連工事に地元企業が参入できるようにできないのかとの質疑がなさ

れ、建設課長からは、今回の更新事業は、電気・機械設備や中枢機械の監視制御装置など非常に特殊な機械であり、メーカーを含めた設置工事となると地元の企業では難しいと考えられる。また、下請で使う、使わないというのは元請会社の判断であり、そこまで市が介入するのは世情からかんがみても難しいものがあるが、打ち合わせ等で話題にはしたいと思うとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、このたびの建設工事は、特殊な機械設備等の更新工事であることから、技術的にも下水道事業団にお願いしなければならない事業であり、西根地区の特定環境保全公共下水道事業が始まっていることから、早期の完成が望まれるものであり、本議案について賛成であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業・建設常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○大沼 久議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第7、議案第50号 長井市公共下水道管理センターの建設工事委託協定の締結についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第50号の1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。よって、議案第50号は、産業・建設委員長報告のとおり

決定いたしました。

予算特別委員会審査報告

○大沼 久議長 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

渋谷佐輔委員長。

(渋谷佐輔予算特別委員長登壇)

○渋谷佐輔予算特別委員長 おはようございます。

今定例会において予算特別委員会に付託になりました議案第54号 平成18年度長井市一般会計補正予算第1号を初め特別会計補正予算2件、水道事業会計補正予算1件の合計4議案について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算特別委員会は、会議日程に従い、去る6月20日開催し、審査が行われたところであります。

審査に当たっては、各会計補正予算の概要について担当課長より説明を受けた後、3名の委員の総括質疑が行われ、終了後に細部審査を行ったところでありますが、その経過につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありますので、後刻会議録によりご承知くださいますようお願いを申し上げ、審査の結果のみご報告を申し上げます。

議案第54号 平成18年度長井市一般会計補正予算第1号につきましては、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第55号 平成18年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第1号、議案第56号 平成18年度長井市農業集落排水事業特別会計補正予算第1号、議案第57号 平成18年度長井市水道事業会計補正予算第1号の3件につきましては、いずれも起立全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位より出されました質疑、意見については十分に意を用いられ、事務の執行に当たられるよう申し上げ、予算特別委員会の審査の報告を終わります。

○大沼 久議長 委員長の報告が終わりました。ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

まず、日程第8、議案第54号 平成18年度長井市一般会計補正予算第1号の1件について、討論の通告がありますので、発言を許可します。議席番号16番、藤原民夫議員。

(16番藤原民夫議員登壇)

○16番 藤原民夫議員 私は、議案第54号 平成18年度長井市一般会計補正予算第1号について、反対の討論を行います。

反対する内容については、先ほど議案第53号の討論で申し述べました理由に基づくもので、歳出の3款1項6目20節の長井市医療給付事業に関する1件であります。

誤解のないように申し添えますが、私は、医療給付制度は必要なものであり、もともっと充実させていくべきであるという立場からの意見を開陳を行ったものでありますので、ご理解を賜りますようお願いするものであります。

以上で反対討論にかえさせていただきます。

○大沼 久議長 通告による討論が終わりました。これより採決いたします。

議案第54号の1件について、予算特別委員長の報告は、原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○大沼 久議長 起立多数であります。よって、議案第54号は、予算特別委員長報告のとおり決